

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成20年12月4日(2008.12.4)

【公開番号】特開2007-200377(P2007-200377A)

【公開日】平成19年8月9日(2007.8.9)

【年通号数】公開・登録公報2007-030

【出願番号】特願2006-14348(P2006-14348)

【国際特許分類】

G 11 B 17/051 (2006.01)

G 11 B 33/02 (2006.01)

【F I】

G 11 B 17/04 3 1 3 F

G 11 B 33/02 5 0 3 Z

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月20日(2008.10.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シャーシ外装を構成しているベース本体と蓋体と、

前記シャーシ外装のフロント面にディスクを直接挿入するディスク挿入口と、  
を備えたスロットイン型ディスク装置において、

前記ベース本体の一部に開口部と、

前記開口部に、前記ベース本体よりも板厚の薄いプレートを取り付けることで形成された  
前記ベース本体の前記蓋体側表面よりも凹んだ空間と、

前記空間の上方位置を、前記ディスクを引き込むレバーの動作範囲としたことを特徴とする  
スロットイン型ディスク装置。

【請求項2】

前記ベース本体を構成している深底部と浅底部と、

前記浅底部によって形成されたフロント面からリア面に至るウイング部と、

前記空間を前記ウイング部に設けたことを特徴とする請求項1に記載のスロットイン型ディスク装置。

【請求項3】

シャーシ外装を構成しているベース本体と蓋体と、

前記ベース本体を構成している深底部と浅底部と、

前記浅底部によって形成されたフロント面からリア面に至るウイング部と、

前記シャーシ外装のフロント面にディスクを直接挿入するディスク挿入口と、  
を備えたスロットイン型ディスク装置において、

前記ウイング部の一部に開口部と、

前記開口部に、前記ウイング部よりも板厚の薄いプレートを取り付けることで形成された  
前記ウイング部の前記蓋体側表面よりも凹んだ空間と、

前記ウイング部には、引き込みレバーと、

前記引き込みレバーはサブレバーによって動作し、前記空間の上方位置を、前記サブレバーの動作範囲としたことを特徴とするスロットイン型ディスク装置。

【請求項4】

前記サブレバーの一端に凸部を、他端側に回動支点をそれぞれ備え、  
前記回動支点を前記深底部上に配置し、  
前記凸部を前記引き込みレバーの長溝内で摺動させ、  
前記凸部を前記サブレバーの前記蓋体側の面に、前記長溝を前記引き込みレバーの前記ベース本体側の面にそれぞれ配置したことを特徴とする請求項3に記載のスロットイン型ディスク装置。

#### 【請求項5】

前記空間は、前記凸部の移動軌跡を弧側とする扇形に形成したことを特徴とする請求項4に記載のスロットイン型ディスク装置。

#### 【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0005】

請求項1記載の本発明のスロットイン型ディスク装置は、シャーシ外装を構成しているベース本体と蓋体と、前記シャーシ外装のフロント面にディスクを直接挿入するディスク挿入口と、を備えたスロットイン型ディスク装置において、前記ベース本体の一部に開口部と、前記開口部に、前記ベース本体よりも板厚の薄いプレートを取り付けることで形成された前記ベース本体の前記蓋体側表面よりも凹んだ空間と、前記空間の上方位置を、前記ディスクを引き込むレバーの動作範囲としたことを特徴とする。

請求項2記載の本発明は、請求項1に記載のスロットイン型ディスク装置において、前記ベース本体を構成している深底部と浅底部と、前記浅底部によって形成されたフロント面からリア面に至るウイング部と、前記空間を前記ウイング部に設けたことを特徴とする。

請求項3記載の本発明のスロットイン型ディスク装置は、シャーシ外装を構成しているベース本体と蓋体と、前記ベース本体を構成している深底部と浅底部と、前記浅底部によって形成されたフロント面からリア面に至るウイング部と、前記シャーシ外装のフロント面にディスクを直接挿入するディスク挿入口と、を備えたスロットイン型ディスク装置において、前記ウイング部の一部に開口部と、前記開口部に、前記ウイング部よりも板厚の薄いプレートを取り付けることで形成された前記ウイング部の前記蓋体側表面よりも凹んだ空間と、前記ウイング部には、引き込みレバーと、前記引き込みレバーはサブレバーによって動作し、前記空間の上方位置を、前記サブレバーの動作範囲としたことを特徴とする。

請求項4記載の本発明は、請求項3に記載のスロットイン型ディスク装置において、前記サブレバーの一端に凸部を、他端側に回動支点をそれぞれ備え、前記回動支点を前記深底部上に配置し、前記凸部を前記引き込みレバーの長溝内で摺動させ、前記凸部を前記サブレバーの前記蓋体側の面に、前記長溝を前記引き込みレバーの前記ベース本体側の面にそれぞれ配置したことを特徴とする。

請求項5記載の本発明は、請求項4に記載のスロットイン型ディスク装置において、前記空間は、前記凸部の移動軌跡を弧側とする扇形に形成したことを特徴とする。

#### 【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0007】

本発明の第1の実施の形態によるスロットイン型ディスク装置は、ベース本体の一部に開口部と、開口部に、ベース本体よりも板厚の薄いプレートを取り付けることで形成されたベース本体の蓋体側表面よりも凹んだ空間と、空間の上方位置を、ディスクを引き込む

レバーの動作範囲としたものである。本実施の形態によれば、レバーの板厚を十分に確保するとともに、プレートを取り付けることで形成した空間によってレバーの動作のための隙間を確保することで、装置の薄型化を図ることができる。

本発明の第2の実施の形態は、第1の実施の形態によるスロットイン型ディスク装置において、ベース本体を構成している深底部と浅底部と、浅底部によって形成されたフロント面からリア面に至るウイング部と、空間をウイング部に設けたものである。本実施の形態によれば、ウイング部の薄型化を図ることができる。

本発明の第3の実施の形態によるスロットイン型ディスク装置は、ウイング部の一部に開口部と、開口部に、ウイング部よりも板厚の薄いプレートを取り付けることで形成されたウイング部の蓋体側表面よりも凹んだ空間と、ウイング部には、引き込みレバーと、引き込みレバーはサブレバーによって動作し、空間の上方位置を、サブレバーの動作範囲としたものである。本実施の形態によれば、レバーの板厚を十分に確保するとともに、サブレバーと再生時のディスクとの隙間を確保することで、ディスクがサブレバーに接触することを防止することができ、装置の薄型化を図ることができる。また、本実施の形態のように引き込みレバーよりもサブレバーをベース本体側に配置することで、引き込みレバーをベース本体から離間させることができる。従って、ディスクを支持する引き込みレバーとベース本体との距離を確保できるため、挿入時のディスクが装置に接触することを防止することができる。

本発明の第4の実施の形態は、第3の実施の形態によるスロットイン型ディスク装置において、サブレバーの一端に凸部を、他端側に回動支点をそれぞれ備え、回動支点を深底部上に配置し、凸部を引き込みレバーの長溝内で摺動させ、凸部をサブレバーの蓋体側の面に、長溝を引き込みレバーのベース本体側の面にそれぞれ配置したものである。本実施の形態によれば、サブレバーは引き込みレバーよりもベース本体側に配置されるため、サブレバーは空間によってスムーズな動作を確保することができる。

本発明の第5の実施の形態は、第4の実施の形態によるスロットイン型ディスク装置において、空間は、凸部の移動軌跡を弧側とする扇形に形成したものである。本実施の形態によれば、ウイング部の強度に影響を与えないように空間部を形成することができる。